○農林水産省告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字高砂子一〇の三・一一の三・一二の二・一五の一〇から一五の一三まで・一五の一五・一六の三・一六の四・一八の六・一八の一〇・二一の六から二一の八まで・二二の五から二二の八まで・二三の一五・二三の一七・二三の一八・二四の七から二四の九まで・二六の九から二六の一一まで（以上二十八筆国有林）、一五の七、一六の二、一八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字庚申向一、二、三の一、字佐須峠六の二、六の四、六の五、六の一二、六の一三、字渋谷地八の一、字焼枯沢九の一、字彦平一の一、一の三、一の一四、一の一七、字大貝三の一、四の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市松沢字和田上一の四、一の九、上名川字祝沢七三の三、九五の一、九七の一、本郷字向平一、二七の二、東田川郡庄内町肝煎字板敷一九の四二四、字高森一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字祝沢九五の一、九七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁並びに鶴岡市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町・大蔵村（以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

真室川町・大蔵村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

真室川町・大蔵村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町・大蔵村（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

真室川町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

真室川町・大蔵村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡朝日町・大江町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

朝日町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県村山市・西村山郡西川町・北村山郡大石田町（以上一市二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

西川町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

村山市・西川町・大石田町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）